

仕様書

1 件名

令和8年度保育所・幼稚園等での芸術活動体験インターンシップ業務委託

2 委託業務の目的

本市では、こどもたちの創造力を育む取組として「保育所・幼稚園等への芸術士派遣事業」を実施し、保育所・幼稚園等において、文化芸術に触れられる機会を提供してきた。当該事業は、本市で働く保育士等にとっても、こどもたちと一緒に芸術活動を体験することができ、他の地域とは異なる、本市で保育士等として働く魅力を創出する取組の一つとなっている。

本業務は、保育・教育現場で働くことや芸術活動に興味がある方などに、保育所・幼稚園等での芸術活動という、本市の特徴的な取組を体験していただくことで、将来、本市で働く保育士等や保育・教育・芸術関係者の確保を目指すものである。

3 委託期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

4 業務内容

(1) 事業概要

保育・教育現場で働くことや芸術活動に興味がある方などを対象に、保育所・幼稚園等での芸術活動を体験するインターンシップを実施する。受託者は、保育所・幼稚園等における、芸術活動体験の提供（芸術士等の派遣など）を行うとともに、インターンシップ参加者が安心して参加できる環境を整えること。

(2) 実施場所

高松市こども保育教育課指定場所（本市内の保育所・幼稚園等）

(3) 内容

- ① インターンシップの参加者は、1回当たり5名程度とする。
- ② 参加者の募集等について、本市と連携・協力して実施するとともに、必要に応じて、SNS等を活用した情報発信を行うこと。なお、SNS等で発信する際に、デザイン等が必要な場合は、受託者において作成すること。
- ③ インターンシップは、1回当たり、おおむね3日間で、下のような実施内容を予定している。

ア) 本市の保育所・幼稚園等への芸術士派遣事業等の説明

イ) 2グループ程度に分かれて保育所・幼稚園等での活動を見学

ウ) 保育所・幼稚園等で芸術活動を体験（1人1施設で計5施設程度）

受託者は、委託期間内にインターンシップを2回実施すること。なお、実施内容については、受入施設等との協議・調整により、変更になる場合がある。

- ④ 受入施設については、委託者において選定するが、選定に当たっては、受託者も連携・協力すること。
- ⑤ 受入施設決定後、実施日程の調整や実施内容の選定等、受入施設との打合せは受託者において行うこと。
- ⑥ 受託者は、受入施設への芸術活動体験の提供（芸術士等の派遣など）を行うこと。芸術活動体験に必要な材料等の準備や芸術士等の派遣の手配は、受託者において行うこと。
- ⑦ 参加者の受入施設への移動について、移動手段を確保すること。
- ⑧ 参加者や受入施設等へのアンケート等を行い、報告書としてとりまとめること。

5 実施スケジュール（予定）

契約締結～令和8年8月頃	インターンシップ参加者の募集 受入施設の選定及び実施内容等の調整 芸術活動体験の準備（芸術士等の派遣準備）
9月頃～	インターンシップの実施 参加者や受入施設へのアンケート等 報告書のとりまとめ

※ なお、実施スケジュールは、委託者及び受入施設等との協議・調整により、変更になる場合がある。

6 その他

- （1）業務の遂行に当たっては、労働関係等法令の規定を遵守するものとする。
- （2）上記に記載されていない事項や、業務実施に当たって疑義等が生じた場合は、委託者と対応方法等について協議・調整を行うものとする。
- （3）著作権等について、受託者は、業務の実施に当たり、他の著作権等を侵害してはならない。業務によって作成された各種作品、データ及び資料等を受託者が本業務以外の事業等において使用する場合は、あらかじめ、委託者の許可を得なければならない。
- （4）受託者は、実施内容や使用する資料等については、事前に本市と協議すること。
- （5）受託者は、業務が完了したときは、実施報告書を委託者に提出すること。実施報告書には、実績が確認できるように、実施日当日の写真や配布資料等を添付すること。
- （6）本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度委託者と協議すること。